

## 第2回 上下水道事業審議会 議事録

第2回 上下水道事業審議会 議事録		
日	時	令和5年11月7日(火) 午後3時から午後4時55分まで
場	所	福崎町役場 2階大会議室
出席者	委員	瓦田会長、後藤副会長、前川委員、吉高委員、小林委員、沖田委員、小幡委員、松岡委員、田中委員、後藤委員、勝本委員 近藤委員
	事務局	尾崎町長 福永公営企業管理者、橋本課長、清水課長補佐、藤岡係長、植戸主査

### 開会

#### あいさつ

会長あいさつ

町長あいさつ

### 協議

- 1 水道料金体系の改定について
- 2 その他

### 内容

**事務局**：資料に沿って説明

**委員**：基本料金が1,760円と2,000円に設定されているが、なぜこのようになるのか。

**事務局**：基本料金の設定については、水道事業が始まった当初から決められた考え方をそのまま引き継いでいる。基本的には、水道事業でかかる固定費を基本料金に振り分けて設定をしている。水道を使えば使うほど料金が高くなる従量料金の部分については、超過料金で徴収している。このような考え方に基づいてこの料金を設定している。ただ福崎町は、水道の普及を図り一般家庭の料金を抑える目的で営業用の料金よりも家庭用の料金を下げている。

**委員**：一般用と営業用の区分をなくすのであれば、基本料金は統一できるのではないかと。基本料金を超えた分は、従量料金がかかってくるのであれば、基本料金は同じでもいいのではないかと。

**会長**：委員のご指摘のとおり、基本料金1,760円と2,000円の違いについて明確な根拠は示しにくいと思う。ただ、口径が大きい水道管は布設に費用が多くかかっている。このような固定費を、基本料金で回収するというのが日本水道協会の考え方である。その考え方に基づいて基本料金を決定したのが、13ページの案⑥になる。この案では口径13mmから

口径 75mm までの基本料金をそれぞれ示しているが、この方法によると口径 75mm の基本料金は 50,260 円になる。この案では、大きい口径を使用され、水を少ししか使用されない方は非常に大きい値上げになる。各自治体を見てみると、おおむね固定費は 8 割、変動費は 2 割となっている。この固定費にかかる費用の全てを基本料金で回収しようとする、少量使用者に大きな負担がかかることになる。そのため、現状ではこの理論値で水道料金を決めている自治体は少なく、従量料金の部分で 6 割から 8 割の料金を回収している。

13 ページ検討案⑤は口径 30mm 以上の基本料金を段階的に値上げしている。大きい口径はかかる費用が大きいため、基本料金を段階的に上げていくということもありうると思う。しかしこの案の場合は、全体として料金収入が目標値に達することができない。

**委員：**現在の用途別料金体系では、営業用 714 件の方から基本料金 2,000 円を徴収している。口径別料金体系では口径 30mm 以上の方、全体の 3%ほどの 182 件の方から基本料金 2,000 円を徴収する予定である。対象が 714 件から 182 件に減少する。たった 182 件の方から 2,000 円の基本料金を徴収して意味があるのか疑問である。

**会長：**委員のおっしゃる通りである。しかし、口径別料金体系では、口径別に基本料金を設定するというのが基本である。

**委員：**基本料金が 2,000 円になるのは、全体の 3%くらいしかいない。1,760 円と 2,000 円に分ける意味が分からない。

**事務局：**本来口径別料金体系に変える際には、口径別に基本料金を一つ一つ決めたいところである。口径 13mm よりも 20mm の方を、20mm よりも 25mm の方を高く設定したい。ただ口径 25mm までは一般家庭の方の契約があるため、一般家庭に影響が及ばないようこの区分の基本料金は変更しないこととした。一方 30mm 以上の方の基本料金については、13 ページにある検討案⑤のように 200 円ずつ増やしていく案を検討したが、この 200 円ずつ増加させるという数字の根拠がないため断念した。30mm 以上のメーターを使用されるのは一般家庭ではないという判断から、根拠のある、一番理屈が通る営業用基本料金 2,000 円を適用している。

1 点訂正したい。先程事務局の説明の中で、当初からこの基本料金であるかのように説明したが、平成 14 年に料金改定をしている。最初の説明はあくまで考え方について述べたもので、料金については平成 14 年から 1,760 円と 2,000 円が基本料金である。

**町長：**日本水道協会が示すように口径別に基本料金を決めていくのが本来だと考える。ただ、今回は一般家庭に極力影響を及ぼさないという条件のなかで口径別料金体系への変更を検討していった。基本料金に差を設けないほうが、住民の方の理解が得られるのではないかという判断で検討案①と検討案③が提案されたものとする。

**委員：**今回の改定では、基本料金を 25mm 以下の小口径と 30mm 以上の大口径の 2 系統に分けるという認識でいいか。

**事務局：**その通り。

**委員：**用途別では一般用と営業用の比率はいくらで、口径別の 25mm 以下と 30mm 以上の比率はどうなっているのか。

**事務局**：用途別の場合、一般用は 8,156 件、営業用は 714 件である。口径別の場合、25mm までの小口径は 8,695 件、大口径は 182 件である。

**委員**：そうすると口径別料金体系に変更すると、2,000 円を負担する人が少なくなる。それでも全体の収入が変わらないということは、その不足した部分はどこが負担しているのか。

**事務局**：資料 15 ページ上段は検討案①で改定した場合の改定率である。上段中オレンジの部分は料金が上がる方、青い部分は料金に変更がない方、緑の部分は料金が下がる方を示している。営業用、臨時用で 25mm 以下の料金が下がる方の不足分は、一般用の 30mm 以上の方が負担することになる。資料 17 ページ上段は検討案③で改定した場合の改定率である。一般営業用の料金が下がる緑の部分については、表のオレンジ色の部分の方が負担するようになる。

**会長**：補足説明をする。現状では、営業用の件数と、30mm 以上の大口径の件数を比較すると営業用の件数の方が多い。つまり、改定後では 2,000 円の基本料金を負担される方が少なくなる。しかしここで注目したいのは、検討案③では従量料金の区分が変わっているということである。これまでの従量料金は 120 m<sup>3</sup>から 420 m<sup>3</sup>までは同じ単価を適用していたが、改定後は 180 m<sup>3</sup>以上を超えて使用される方は従量料金が高くなる。これは節水を促すために使用量が多ければ多いほど料金を高く設定するという逡増制の考え方にあっていると考える。

**委員**：17 ページ資料の「学校・官公署・病院」40mm の改定率をみると改定率が 117.4%となっている。117.4%と言われてもピンとこない。変わる人が何人いるのか、どれくらい料金が変わるのか、また、どの部分でどれくらいの料金が確保できると見込んでいるのかも示してほしい。

**事務局**：15 ページの下段に影響のある件数を示している。「学校・官公署・病院」の 30mm 以上の「料金が高くなる」件数、30mm は 9 件、40mm は 27 件、50mm は 14 件、75mm は 9 件と、「家事用」の 30mm 以上の「料金が高くなる」件数、30mm は 8 件、40mm は 5 件、50mm は 4 件、75mm は 1 件、これら合計 77 件の方の料金が高くなる。これらの方で不足分をカバーしている。一方、料金が安くなるのは一般営業用で、13mm は 429 件、20mm は 106 件、25mm は 74 件の約 600 件である。

**委員**：兵庫県内では、用途別料金体系が多いのか、口径別料金体系が多いのか。県内どのような状況か。

**事務局**：すでに説明したように、県内のほとんどの自治体は口径別料金体系を採用している。ただ、料金額の設定は自治体それぞれである。いろいろな料金設定がある。

**会長**：全部の自治体を確認したわけではないが、日本水道協会が理想としている検討案⑥をそのまま適用されている自治体はおそらくないと思う。

**委員**：前回の説明では、「とにかく用途別から口径別へ変更したい。高砂市も用途別料金体系から口径別へ変更されたので、福崎町も変更したい」と説明があったと思う。他市町が口径別に行っているのだから、福崎町もそうしたいのか。それとも他市町の動向は参考にせず、コ

ンサルと勝手に決めたのか。

**事務局**：改定案については福崎町にあった料金体系を検討している。用途別料金体系では、用途区分が明確ではなく、区分の判断が困難な場合がある。そのため、料金体系が分かりやすく、費用負担が公平な口径別料金体系を採用すること、また改定の過程では、一般家庭の料金を極力変更させないということをお大前提として検討した。

**委員**：基本料金内で水道を使用されている世帯はどれくらいあるのか。

**事務局**：一般家事用、口径 13mm で使用水量が 0 m<sup>3</sup>の方は 670 件ほどである。基本料金内で使用されている世帯が何件なのかについては、資料を足さないと分からない。

**委員**：基本料金内で生活されている人、介護をしなければいけなくなったため使用水量が急に増えた人、様々な人がいる。このような人たちに影響が及ばない料金体系にしていきたい。

**会長**：検討案③では、家事用で影響がある方については、18 ページに示している。25mm 以下で 2 か月 180 m<sup>3</sup>以上使われている世帯は 10 件ある。この詳しいデータは 18 ページに示している。ただ、2 か月に 180 m<sup>3</sup>以上使われている世帯は、なかなか一般家庭とは言いがたい。委員がご心配されている一般家庭については基本的に影響がない提案となっている。

**事務局**：令和元年度における実際の使用水量を抽出し、一般家庭の使用水量を分析した。漏水などの異常値を取り除いた結果、一般家庭の最大使用水量は 180 m<sup>3</sup>だった。年によって水の使い方が違ってはいけなため、平成 30 年度と令和 3 年度も抽出し分析を行った。その結果、一般家庭で 2 か月 180 m<sup>3</sup>以上を使用されている方の該当はなかった。この結果を踏まえ、180 m<sup>3</sup>以下の料金体系については、これまでの一般用料金単価を適用することとした。統計では 4 人家族の場合、2 ヶ月で約 60 m<sup>3</sup>使用するとなっている。このことから、2 か月で 180 m<sup>3</sup>使用されている世帯はかなり多く水を使われているのではないかと思う。従って 180 m<sup>3</sup>までについて一般用料金単価を適用すると一般家庭にほぼ影響を与えない案になる。

**委員**：一般家事用で 50mm のメーターを使用されている方が 4 件ある。具体的にはどのような方か。

**事務局**：例えば企業の研修生の寮等がこれに当てはまる。50mm の中では一般個人の契約はない。

**事務局**：補足説明をする。その他マンションなどの親メーターなどもある。

**会長**：一般家庭に影響がないと考えていいか。

**事務局**：その通り。

**委員**：「ほとんど影響がない」とのことだが、1 人も取り残さないということを前提に検討していただきたい。少数の方についても大切に検討してほしい。

**会長：**一般論だが、一般家庭で口径 30mm 以上のメーターを使用されているご家庭はほとんどない。かつ、2 か月で 100 m<sup>3</sup>以上使用されている世帯はほとんどない。

**委員：**検討案③をみると、基本料金に差がついている。それに加えて、180 m<sup>3</sup>以上使用された方の従量料金については営業用単価が適用されている。この 180 m<sup>3</sup>以上使用される方が不足分を補っている。180 m<sup>3</sup>以上使用される方たちが納得されればいいのではないかと考える。影響のある方がどのような方なのか説明してほしい。

**事務局：**影響があるのは、主に学校、官公署、病院となっている。たくさん水を使用されている方に影響があるが、その方はもともと水道料金が高いため、設定による増減差額の割合で考えるとそんなに高いものではない。

**会長：**今、2 名の方から同じような質問をいただいている。件数や、改定率だけでなく、改定した場合、いくら料金が変わるのか示してほしい。次回の審議会での提出は可能か。

**事務局：**次回の審議会では資料を提出する。

**委員：**口径別料金体系へ変更することを検討されているが、その口径別基本料金が 2 種類しかない。検討案⑤は、口径 25mm 以下を一般家庭と考え、口径 30mm 以上の基本料金について 200 円ずつの基本料金の差をつけている。その結果、50 万円の収入不足になっているが、この金額は工夫次第で何とかできるのではないかと。「口径別料金体系にする」というポリシーのもと、一般家庭には影響を与えず、なおかつ、口径 30mm 以上の基本料金については差を設けるという案を提示するのは難しいのか。

**事務局：**委員ご指摘の通り、検討案⑥のように基本料金に差を設けることが理想だと考える。ただ、今、基本料金を 2 種類に分けているが、もっと細かく分けるとすると、3 種類がいいのか、4 種類がいいのか議論が分かれるところだと考える。そこで事務局では、これがベストではないけれどベターであるという考えから、今の基本料金の金額を参考に基本料金を設定していった。委員のご指摘はもっともだと思う。しかし今回は、用途別料金体系から口径別料金体系へ体系を変更するのみとし、次回水道料金を改定する際には、口径ごとに基本料金が設定できるよう検討したいと考えている。

**会長：**検討案③と検討案⑤を組み合わせた案などは、ひとつの考え方ではないかと感じる。ただ 30mm 以上の基本料金を段階的に値上げした場合、17 ページに示している 30mm 以上の改定率が、今よりもっと大きいものになる。福崎町の今回の料金体系の改定については、一般家庭の水道料金に影響を与えないということ、なおかつ令和元年度の給水収益を確保すること、これらが達成できれば福崎町としては問題ないのではないかと。そう考えると今の段階で、理論値に沿って改定するのはなかなか難しいのではないかと。この点についてご理解いただき、次の検討課題として引き続いていきたいと考えるがどうか。

**委員：**今までの説明を聞いていると、事務局は検討案③を推薦されているように感じた。もっとこの案を強く推薦されたいと思うが難しいのか。

**事務局：**ご指摘の通り、検討案③は理論的に説明できる案になっているのではないかと考えている。ただ、事務局が検討案③を強く推薦すると、「事務局が誘導している」と感じられ

る方があるため、委員のみなさんに選んでいただけたらと考える。

**委員**：現在の水道料金では、福崎町は兵庫県内で安いほうから数えて5番目だと前回説明があった。今回提案するとその順位はどうなるのか。

**事務局**：順位に変更はない。

**委員**：一般家事用の中で、13mm、20mm、25mmと別れているのには理由があるのか。

**事務局**：福崎町は他の自治体と比較すると水圧が高いため、一般家庭の場合13mmのメーターで十分賄える。ただ敷地が非常に広いお宅や2世帯住宅等で一度に多量の水が使われる場合など、大きい口径が必要と利用者の方が感じられる場合は、利用者の方が大きい口径のメーターを選ばれる場合がある。こちらから指定するのではなく、利用者の方の希望によりメーターを付けている。

**委員**：福崎町の水道料金体系の抱えている課題をしっかりと捉え、そのうえで、一般家庭の料金を増加させないということ、令和元年度の給水収益を確保するということが、この2点を守られたなかで最終的に2つの検討案を示されている。非常に合理的に考えて進められたという印象を持っている。

**会長**：他に意見はないか。

**委員**：固定費とはどの部分を考えているのか。また、使用料が上がる方に、どのように説明しようと考えているのか。

**事務局**：固定費は、維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息、資産維持費の合計を考えている。使用料が上がる方や住民の方への説明については、広報ふくさきやホームページなどでお知らせしていきたい。詳細については今後事務局で検討していく。

**委員**：福崎町は固定費を基本料金で賄っているのか。

**事務局**：賄っていない。日本水道協会の算定要領では基本料金を検討案⑥のように設定するのが理想となっているが、その通りに料金設定をされている自治体は少ない。福崎町の現状に合わせて考えていきたい。

**会長**：基本料金と従量料金の割合については、徐々に基本料金の割合を高めていくべきではないかという考え方がある。これは、従量料金は、コロナの影響や景気の変動によって大幅に変動する可能性があるため、基本料金の割合を高くしたほうが安定した料金収入を確保でき、経営が安定するという考え方によるものである。

先ほど委員の方から検討案③がいいのではないかとのご意見をいただいている。他にご意見がないようであれば、検討案③で答申をまとめさせていただいていいか。

**委員**：今日、答申した方がいいのか。

**会長**：今日は方向性を決めたい。次回、答申書をまとめ町長にお返ししたいと考えている。

委員：現在、事務局に資料の提出を求めている。その資料を確認してからどちらの案がいいのか採決をとっていただきたい。今日は判断できない。

会長：それでは事務局から提出された資料を確認した上で、検討案①と検討案③のどちらがいいのか決めるという方向でいいか。

委員：それでいい。

会長：それでは、14ページの検討案①と16ページの検討案③について、料金改定をした場合の利用者の料金が実際どれくらい変わるのか、改定額を示した資料の提示を求める。

事務局：資料を作成し提出する。

会長：全体を通して他に意見はないか。

委員：一般用、営業用の使用用途はどのように決定されているのか。

事務局：申請時に申請者が申告した通りに登録している。途中で一般用から営業用に変更されても、申告がないと分からない。このような状況を解消するために、料金体系が明確な口径別料金体系に変更することを検討している。

委員：調べ方があるのではないか。

事務局：建物の外見だけでは、営業用なのか一般用なのか判断できない場合がある。

会長：いろいろな調べ方があるかもしれないが、現状では、個人情報の開示が難しい。おそらく他の部署に問い合わせするのも難しいと考える。また、そのような調査には手間暇がかかる。そうすると職員の人件費がかかり、水道事業全体の費用が増加することになる。

委員：横のつながりをしっかりしていれば、分かるのではないか。

事務局：努力していききたいと考えるが、用途区分を完璧に設定するのは非常に難しい。そのため、メーターの大きさによって料金を決める口径別に変更していききたいと考えている。

会長：他にご意見はないか。ないようであれば、次回追加資料を提示していただき、継続審議とさせていただくことにする。

事務局：次の審議会は、12月25日（月）を予定している。

副会長：閉会あいさつ